平成２４年（フ）第６７１号
札幌市東区北16条東15丁目１番11号　コーポ淳206号
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８３号
札幌市手稲区西宮の沢１条３丁目10番34―107号
債務者　中村　政明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３２号
札幌市南区石山２条５丁目５番50号　２階
債務者　川端美砂子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３５号
北海道恵庭市柏木町578番地44
債務者　藤岡　郁美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４５号
札幌市白石区菊水元町４条２丁目１番１号　第一スワローハイツ202号
債務者　三好美津代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７３号
札幌市手稲区富丘４条４丁目２番12号　パークヒルズセピア102号
債務者　櫻井　千鶴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９６号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目21番16号　カナール新札幌101号
債務者　菅原　孝子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１２号
札幌市白石区栄通３丁目４番26号　バーディＴＡＭＡＩ―107号
債務者　菊池　昭司
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１３号
札幌市中央区北７条西24丁目２番３―105号
債務者　唐澤　明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２５号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地104　パレスマンション801号
債務者　澤村　光昭
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２７号
札幌市豊平区福住３条10丁目２番１号　ウエストリバーＭＳ―101号
債務者　黒川　健二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２８号
札幌市豊平区福住３条10丁目２番１号　ウエストリバーＭＳ―101号
債務者　黒川　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２９号
札幌市豊平区西岡１条10丁目９番１号　ルミエール西岡101号
債務者　黒川　正美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６１号
札幌市西区宮の沢２条１丁目２番７―402号
債務者　山田　善行
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７３号
札幌市手稲区前田10条14丁目１番29号、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒６条10丁目４番１号
債務者　上村　圭吾
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７８号
札幌市中央区南６条西７丁目10番地３　セントポーリア壱番館206号、住民票上の住所北海道石狩市花川南４条２丁目29番地
債務者　島田　嗣治
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００３号
札幌市豊平区平岸３条14丁目３番32―201号
債務者　岡　加奈子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部